

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

目次

- 第一章 内閣府関係（第一条・第二条）
- 第二章 総務省関係（第三条）
- 第三章 文部科学省関係（第四条—第九条）
- 第四章 厚生労働省関係（第十条—第三十三条）
- 第五章 農林水産省関係（第三十四条—第三十六条）
- 第六章 経済産業省関係（第三十七条—第四十一条）
- 第七章 国土交通省関係（第四十二条—第四十七条）
- 第八章 環境省関係（第四十八条）

附則

第一章 内閣府関係

（健康増進法の一部改正）

四の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(都市計画法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 第四十五条の規定による改正前の都市計画法（以下この条において「旧都市計画法」という。）第十五条规定第一項第一号に掲げる都市計画（一の指定都市の区域の内外にわたり指定されている都市計画区域に係るものと除く。）の決定又は変更の手続で、第四十五条の規定の施行前に都道府県が旧都市計画法の規定に基づいて行っているもののうち、同条の規定の施行前に旧都市計画法第十七条第一項（旧都市計画法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告が行われたものについては、なお従前の例による。

(処分、申請等に関する経過措置)

第七条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為

「 と い う。 ） で、 この 法 律 の 施 行 の 日 に お い て こ れ ら の 行 為 に 係 る 行 政 事 務 を 行 う べ き 者 が 異 な る こと と な る も の は、 附 則 第 二 条 か ら 前 条 ま で の 规 定 又 は この 法 律 に よ る 改 正 後 の そ れぞ れ の 法 律 （ こ れ に 基 づ く 命 令 を 含 む。 ） の 経 過 措 置 に 關 す る 规 定 に 定 め る も の を 除 き、 この 法 律 の 施 行 の 日 以 後 に お け る この 法 律 に よ る 改 正 後 の そ れぞ れ の 法 律 の 適 用 に つ い て は、 この 法 律 に よ る 改 正 後 の そ れぞ れ の 法 律 の 相 当 规 定 に よ り さ れ た 处 分 等 の 行 為 又 は 申 請 等 の 行 為 と み な す。

2 この 法 律 の 施 行 前 に こ の 法 律 に よ る 改 正 前 の そ れぞ れ の 法 律 の 规 定 に よ り 国 又 は 地 方 公 共 团 体 の 機 関 に 対 し 報 告 、 届 出 、 提 出 そ の 他 の 手 続 を し な か ね ば な ら な い 事 項 で、 この 法 律 の 施 行 の 日 前 に そ の 手 続 が さ れ て い な い も の に つ い て は、 この 法 律 及 び こ れ に 基 づ く 政 令 に 別 段 の 定 め が あ る も の の ほ か、 こ れ を、 こ の 法 律 に よ る 改 正 後 の そ れぞ れ の 法 律 の 相 当 规 定 に よ り 国 又 は 地 方 公 共 团 体 の 相 当 の 機 関 に 対 し 報 告 、 届 出 、 提 出 そ の 他 の 手 続 を し な か ね ば な ら な い 事 項 に つ い て そ の 手 続 が さ れ て い な い も の と み な し て、 こ の 法 律 に よ る 改 正 後 の そ れぞ れ の 法 律 の 规 定 を 適 用 す る。

（ 罰 則 に 關 す る 經 過 措 置 ）

第八条 この 法 律 の 施 行 前 に し た 行 為 に 対 す る 罰 則 の 適 用 に つ い て は、 な お 徒 前 の 例 に よ る。